

28 平成25年10月30日申請（平成25年（争）第1号）（卸電気通信役務の提供に係る料金等の見直し）

経過

平成25年	
10月30日	A社から、あっせんの申請（平成25年（争）第1号）。
31日	委員会から、B社に対し、あっせんの申請があった旨の通知。
11月11日	B社から答弁書の提出。
19日	あっせん委員（荒川委員、小野特別委員、近藤特別委員）の指名。
26日	両当事者から意見の聴取。
29日	あっせん委員から、A社及びB社に対し、質問を送付。
12月 4日	B社から、あっせん委員からの質問（11月29日付け）に対する回答。
6日	A社から、あっせん委員からの質問（11月29日付け）に対する回答。
13日	あっせん委員から、A社及びB社に対し、質問を送付。
19日	A社から、あっせん委員からの質問（12月13日付け）に対する回答。
20日	B社から、あっせん委員からの質問（12月13日付け）に対する回答。
平成26年	
1月14日	両当事者から意見の聴取。
16日	あっせん委員から、A社に対し、検討依頼を送付。
21日	A社から、あっせん委員からの検討依頼（1月16日付け）に対する回答。
23日	あっせん委員から、B社に対し、検討依頼を送付。
29日	B社から、あっせん委員からの検討依頼（1月23日付け）に対する回答。
2月 6日	両当事者から意見の聴取。 あっせん委員から、あっせん案の提示。
12日	B社があっせん案を受諾。
13日	A社があっせん案を受諾。

	あつせん終了。
--	---------